

## 「委員会評価報告書」に対する検討結果等報告書

事業名	児童生徒農業体験活動事業
担当課	社会教育課
<b>【処理方針等】</b> <p>児童生徒農業体験活動事業については、子どもたちの成長、また、地域農業後継者育成のきっかけづくりとして重要な事業であり、「現状のまま継続する」という評価をいただきました。現在の参加状況については、10名～20名程度の参加者数で推移しているところです。</p> <p>他市のこのような活動について実施状況を確認したところ、単発的な活動としては学校内活動（学校支援地域本部事業）や、放課後や土曜日に実施している放課後チャレンジ事業等で実施している例がありました。しかしながら、本市のように年間を通じての体験活動にしようとするには、支援体制の充実や、教育的指導経験をもたれた人材が必要であることから、実施が困難という意見が聞かれました。</p> <p>当市では、平成27年度から学校内活動支援組織（コミュニティスクール）が本格的にスタートしましたが、学習カリキュラムの中に入れるほどの時間が確保できない。また、学校外活動である放課後チャレンジ事業等でも時間的制約や実施場所の確保、資機材の確保が困難であるなどの課題があります。さらに、時間的に半日から1日を確保するとなると、児童・生徒が参加できる土日祝日となり、他の学習活動や体育活動、地域活動との時間が重複するといった課題もあります。</p> <p>今回、多くの児童・生徒が参加できるよう、実施場所までの交通手段の確保を検討しました。JR緒方駅から圃場までタクシーで送迎する場合、畑・水田についてそれぞれ1,200円（往復2,400円）、2,500円（往復5,000円）の費用が新たに必要となること、また利用者の事前把握、取りまとめ、タクシーの配車、駅での乗降指導、見守り等が必要になるといったことから、従前どおり保護者により送迎を行っていただくこととしました。</p> <p>また、事業実施に当たっては、特に、圃場、機械、資材、水利、指導者、支援者、参加者把握、時期など多くの条件をコーディネートするといった煩雑な作業があります。このことから、農林業を志す生徒を支援する活動を行っている「緑の奨学会」が行う「子ども農楽校」に引き続き事業補助を行うことで事業を継続したいと考えていますが、「子ども農学校」が主体となって事業を行いながら地域の農業法人の支援をいただくなど連携を図ってまいります。特に単独で資機材の調達や作業が困難な状況等が生じても問題が発生しないよう、農業法人や他の農業関係者の支援をいただくなど対応してまいります。</p>	